

議 長 日程第9「議案第59号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について」、
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第59号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について。

次のとおり松田町寄テニスコートの指定管理者（地方自治法第244条の2第3
項に規定する指定管理者を言う。以下同じ）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄テニスコート。所在
地、松田町寄4116番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役
大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決
を得るため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは説明させていただきます。松田町寄テニスコートは、町民の体育、
スポーツの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するために設置されてお
ります。

指定管理者の選定の経過についてですが、議案第57、58号で説明させてい
たいただきました内容と同様でございます。

次に、資料を1枚おめくりいただき、右上の参考資料1を御覧ください。指
定管理者の選定申込書となります。記載内容は、提案説明と同様でありますた
め、資料をおめくりいただきまして、この申込書により抜粋した内容について
御説明申し上げます。

まず1ページ、指定管理者管理施設運営事業計画です。誠に恐縮ですが、先
ほどの議案第57、58号と同様の内容については省略して説明を進めさせてい
たいただきます。事業内容は、記載のとおり、同施設の維持管理及び利用の許可、利
用料金の収受に関わる業務となります。

なお、昨年度までの事業内容から1号加えております。加えた事業内容は、

第4号で、スポーツツーリズムの推進に関する業務で、より利用者を増やす取組として、周知を強化していくこと、そしてグラウンド、管理センターの宿泊利用ができるよう、相互利用を促進していきたいと考えております。

下の枠にあります2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、これまでの説明と同じ内容でございます。

寄テニスコートの指定期間につきましても、管理センター、みやま運動広場と同様に、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

資料をおめくりいただき、2ページ、3ページを御覧ください。こちらについても、議案第57、58号とほぼ同じ内容となりますため、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

資料をおめくりいただきまして、右側5ページを御覧ください。本件は、寄テニスコートのみの収支計画書の令和6年度から令和10年度の5年間となっております。まず収入についてですが、令和6年度の収入については、昨年度令和4年度実績をベースに計上しております。利用料収入は、令和7年度から令和10年度まで、毎年5%の増収を見込んでおり、テニスコートの利用者増を図るものでございます。毎年年間で20回の利用増、平日の利用や大学との連携などPRを強化し、隔週で定期利用していただける団体の確保を見込んだものとなっております。

次に、支出については、施設管理に要する人件費が主なものとなっております。支出科目の水道光熱費は、毎年5%増とし、修繕料については収益等の修繕収益を毎年充当して見込んだ計画書となっております。人件費につきましては、同社はほかに管理センターなどの指定管理も担われているため、収入の比率から案分した額を表に計上しております。計画書の内容は以上となります。

次に、おめくりいただきまして、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となっております。

次に、資料をおめくりいただきまして、参考資料3につきましては、同委員会における選定結果書となります。候補者選定に当たっては、3に記載のとおり

り、附帯意見を3点頂戴しております。3点の内容につきましては、先ほどの議案第57、58号と同様でございます。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第59号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。